

【令和6年度】道路・河川の維持作業報償金について

1 制度の概要

市が管理する「道路」及び「河川」の簡易な維持作業を、地域ぐるみの社会奉仕活動として行う団体に対し報償金を交付するものです。

対象となる維持作業は次のとおりです。

- (1) 道路の路面及び法面の草刈り、側溝の土砂の撤去清掃
- (2) 河川の法面の草刈り及びたい積土砂の撤去清掃

(注) 次のような作業は報償金の交付の対象となりません。

- ◆空地・公園・ため池・用水路の草刈り、清掃、この施設のごみ等の収集作業
- ◆個人又は団地から排出した汚泥の処理のための作業
- ◆**作業時間が2時間に満たない作業**（作業時間は、準備から片づけまでの一連の時間とします。）

2 申請方法

年度内に「道路・河川の維持作業」を計画している団体は、次の書類を提出してください。また、地域や自治会等の集合体の単位で申請してください。

- (1) 報償金交付申請書・・・様式①

※裏面に作業場所の位置図を記入

- (2) 団体届出書・・・様式②

- (3) 団体構成世帯名簿・・・様式③

申請書類は4月19日（金）
までに提出してください。

- ◆「団体構成世帯名簿」には、1世帯1名の氏名・住所を記入してください。
- ◆地域の事業所が参加する場合は、1事業所を1世帯として「団体構成世帯名簿」に含めることができます。「団体構成世帯名簿」には、事業所の名称・所在地を記入してください。
- ◆土のう袋が必要な場合は、事前に配布しますのでご連絡ください。
- ◆側溝のフタ上げ機の貸出を希望される場合は、ご相談ください。

3 実績報告

「道路・河川の維持作業」を実施した団体は、次の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書・・・様式④

- (2) 作業実施者名簿・・・様式⑤

- (3) 作業中及び作業後の写真・・・2～3枚

実績報告書は、作業実施後20
日以内に提出してください。

- ◆作業実施者数が団体構成世帯数（様式① 報償金交付申請書に記入された世帯数）を超えるときは、団体構成世帯数を報償金交付の上限とします。

(注) 次のことを遵守してください。

- ◆「実績報告書」は、**実施者の重複**、作業時間の記載間違いや記入漏れに注意してください。
- ◆「作業実施者名簿」は、必ず、**実施者がボールペン等で氏名・住所（地番まで）を自書した原本を提出してください。（鉛筆・シャープペン等で記入しないでください。）**
- ◆地域の事業所から参加された場合についても、「作業実施者名簿」には、当日参加された実施者の氏名・住所を記入してください。
- ◆**中学生以下は、報償金交付対象外です。作業実施者名簿の右端に○印をつけてください。**

4 報償金額

報償金額は、作業時間により作業を区分し決定しています。

作業区分	作業内容	報償金額
A作業	4時間以上の作業	760円/人
B作業	2時間以上4時間未満の作業	380円/人
写真代	実績報告書に写真の添付があるとき。※実績報告書=1件	300円/件

- ◆対象作業1回あたりの「作業実施者数」が当該団体の「団体構成世帯数」を超えるときは、「団体構成世帯数」を上限として報償金を交付します。

5 対象となる作業の回数

報償金の交付対象となる作業は、「道路」は年2回、「河川」は年1回までです。

他の団体（国・県・市の別の課等）から、補助金や助成金を受けられる場合、重複してこの報償金制度を利用することはできません。

6 土砂・草とごみ等の処理について

各団体で処理をお願いしておりますが、処理ができない場合は市が回収して処理します。作業実施後に土砂・草とごみ等の回収、処理を市に依頼する場合は、必ず、集積場所と数量（袋数）を市担当課まで、ご連絡ください。

ただし、土、日、祝日の場合は、翌開庁日以降にお願いします。

◆撤去まで、1週間程度の期間を要しますのでご理解をお願いします。

また、次のことを遵守してください。

(1) 報償金交付申請書（様式①）裏面に「集積場所」を必ず図示してください。

(2) 土砂・草・ごみ等は分けて集積してください。（袋詰にご協力をお願いします。）

ごみ等の分け方は、次のとおりです。

※通常ペットボトルとプラスチック製品は、リサイクルで収集していますが、道路・水路に捨てられたものは汚れており、リサイクルに適さないため、可燃ごみとして収集します。

区 分	内 容
可燃ごみ	紙、布、木くず、ゴム、皮革類等、ペットボトル、プラスチック製品、テープ類
不燃ごみ	缶類、ビン類、鉄類
その他のごみ（有害ごみ）	乾電池、蛍光管、ライター
その他のごみ（危険ごみ）	ガラス、陶磁器類

(3) 集積場所は、必ず支障のない場所にしてください。

ゴミステーション付近は、家庭ごみ収集の支障になる場合があるため、できるだけ集積場所を選定しないでください。

やむを得ずゴミステーション付近を集積場所とする場合は、ゴミステーションの中には入れないでください。

7 報償金の支払いについて

実績報告書提出後、市で内容を確認し報償金を支払うまで、1ヶ月程度を要します。

口座振替の通知は行いませんので、申請書提出時に届け出た口座の通帳を記帳し、入金の確認をお願いします。

【問い合わせ先】

各様式は、建設部維持課・各支所・出張所にあります。

建設部維持課			082-420-0949
黒瀬支所	産業建設課	建設維持係	0823-82-0214
福富支所	地域振興課	地域振興係	082-435-2211
豊栄支所	地域振興課	産業建設係	082-432-4160
河内支所	産業建設課	建設維持係	082-437-2901
安芸津支所	産業建設課	建設維持係	0846-45-1623